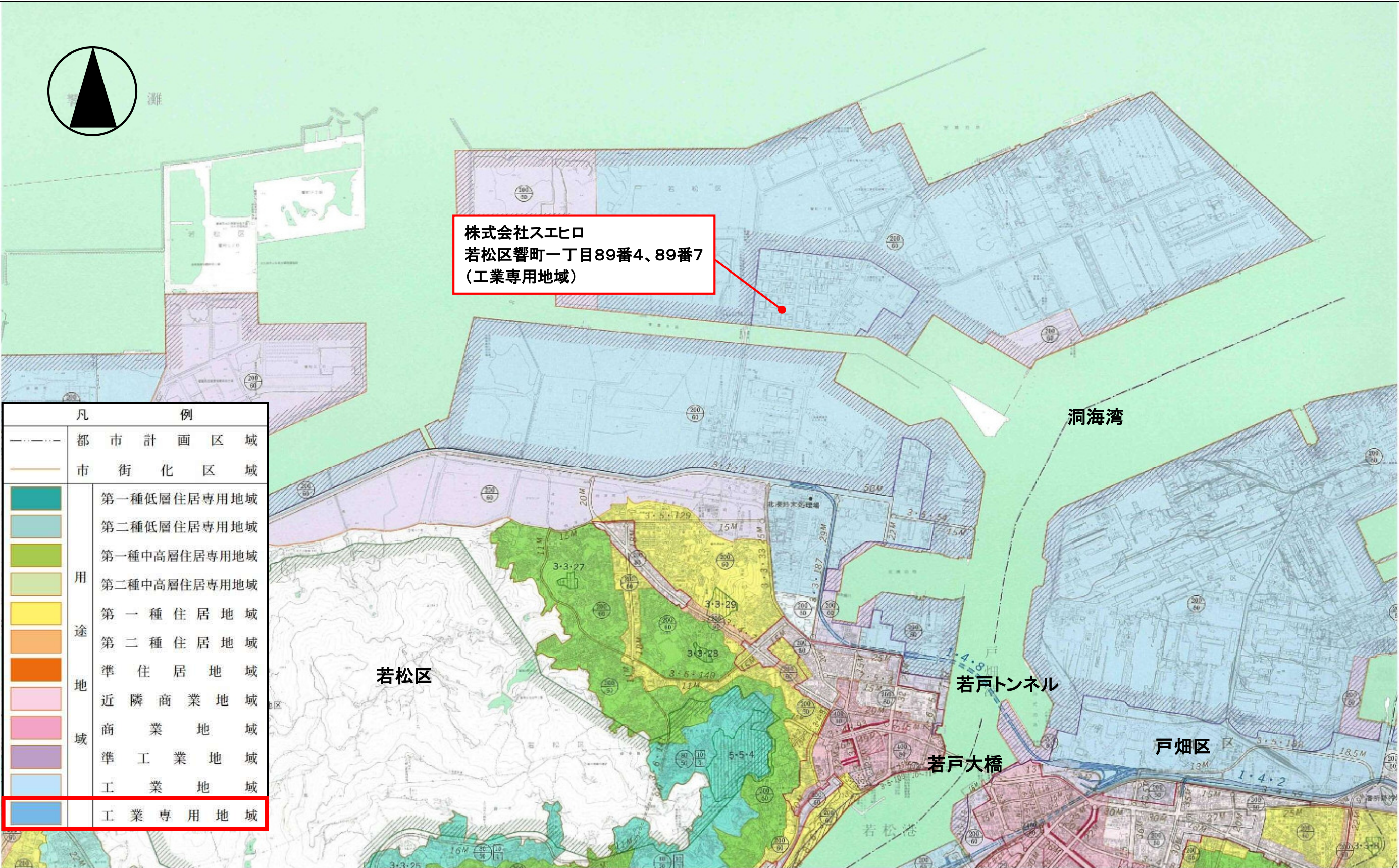
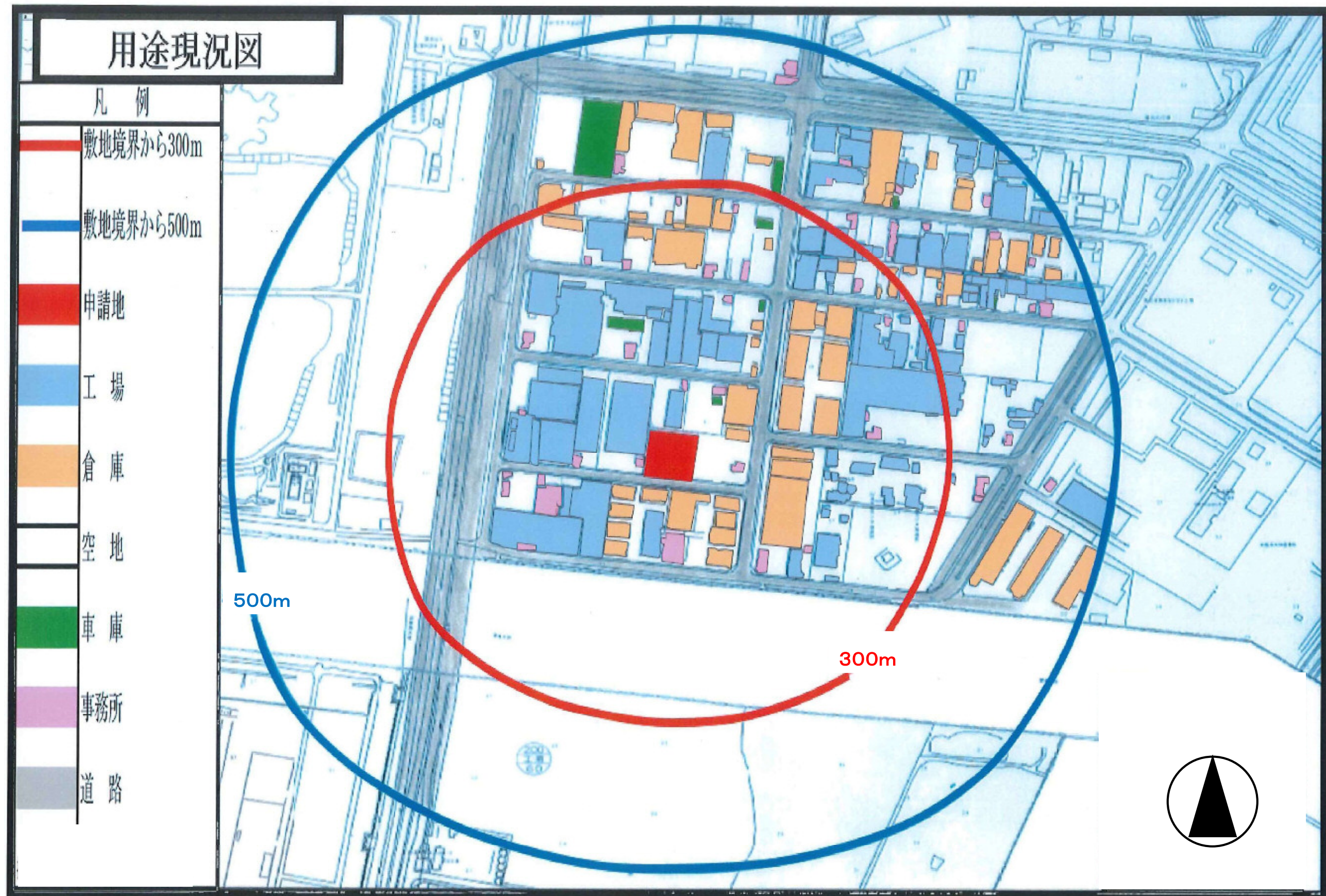


建築基準法第51条の規定による 廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【付近見取図(用途地域図)】



建築基準法第51条の規定による
廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【用途現況図】



建築基準法第51条の規定による 廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】

1. 計画概要

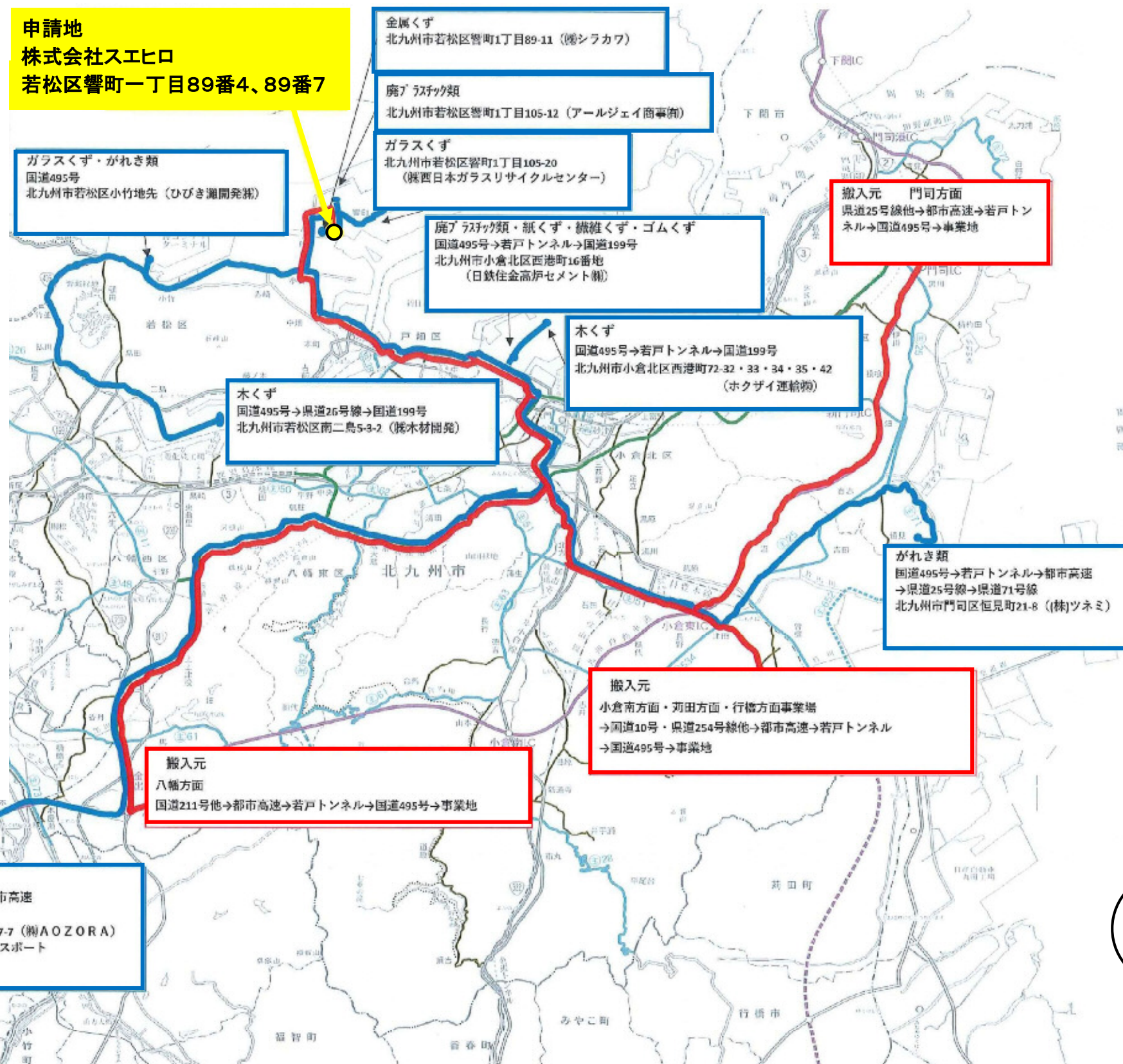
福岡県内・北九州市内より排出される産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、金属くず、ガラスくず、ゴムくず)を自社搬入及び産業廃棄物収集運搬業者による搬入にて中間処理(破碎、圧縮)を行った後、リサイクル・燃料化・埋立に搬出する。搬入出に係る運搬経路は、主に主要幹線道路、北九州都市高速、九州自動車道を使用し、住宅街は通行しないものとする。

2. 運搬計画

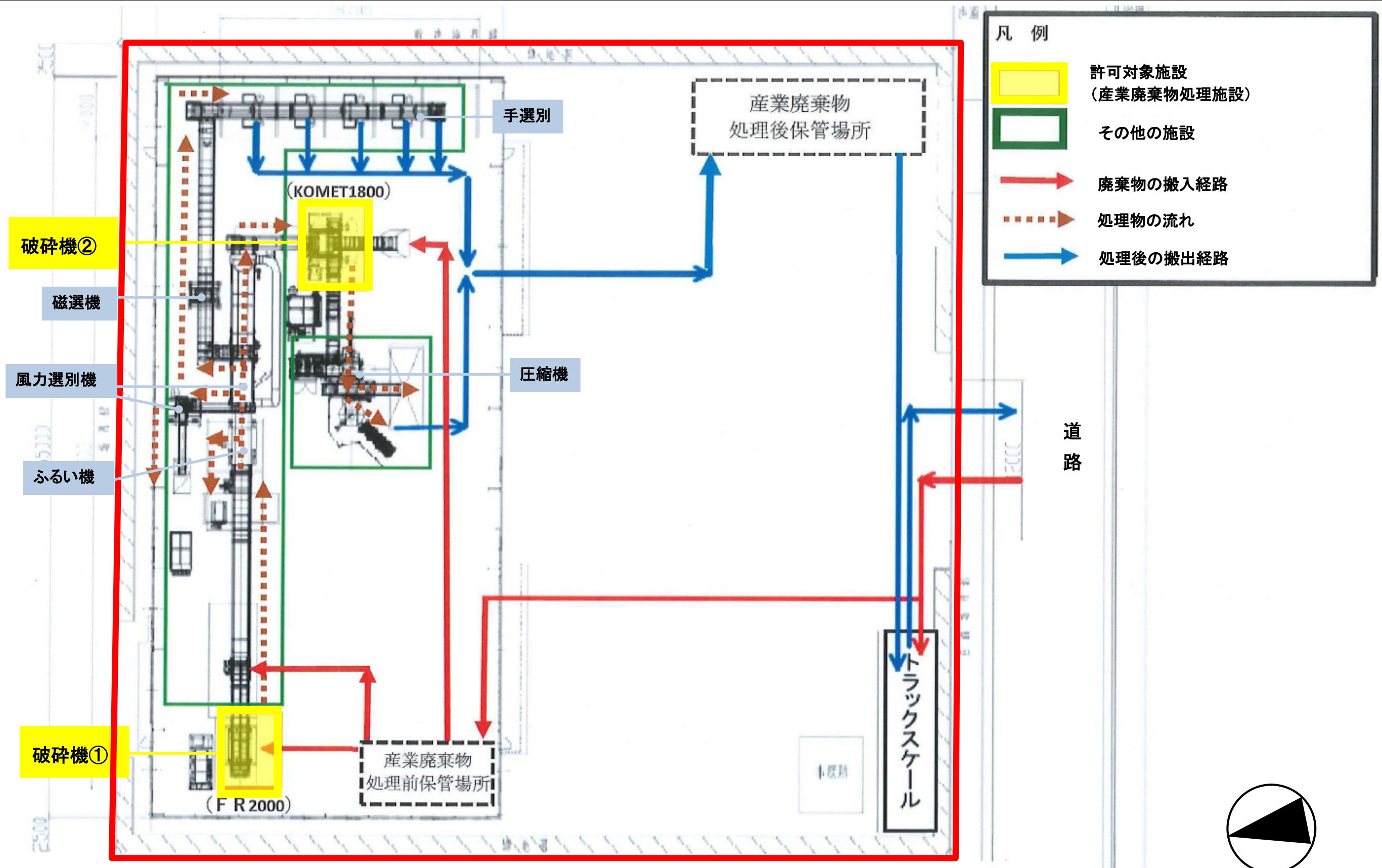
- ・搬入量 : 100t/日(台数 50台)
- ・搬出量 : 100t/日(台数 50台)

- ・搬入起点 : 産業廃棄物の排出事業者
福岡県内・北九州市内の建設現場、
解体工事現場、事業場など
- ・搬入終点 : 株式会社スエヒロ 響工場

- ・搬出起点 : 株式会社スエヒロ 響工場
- ・搬出終点 :
廃プラ・紙くず・繊維くず・ゴムくず(リサイクル・燃料化)
小倉北区西港町(日鉄住金高炉セメント株)
若松区響町一丁目(アールジェイ商事有)
熊本県山鹿市菊鹿町下内田(株AOZORA)
木くず(リサイクル)
小倉北区西港町(ホクザイ運輸株)
若松区南二島五丁目(木材開発株)
がれき類(埋立)
若松区小竹地先(ひびき灘開発株)
門司区恒見町(株ツネミ)
金属くず(リサイクル)
若松区響町一丁目(株シラカワ)
ガラスくず(リサイクル・埋立)
若松区響町一丁目(株西日本ガラスリサイクルセンター)
若松区小竹地先(ひびき灘開発株)



建築基準法第51条の規定による
 廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【搬入・搬出経路図】



建築基準法第51条の規定による
 廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【処理フロー図】

